

## リモコン局の電波の型式、周波数及び無線設備の条件について

「レピータ局等の開設の基準及び手続等に関する規約」第6条の2(3)の規定により、リモコン局の電波の型式、周波数及び無線設備の条件を次のとおり定める。

### 1 電波の型式、周波数

電波の型式及び周波数は、次のとおりであること。

#### (1) 電波の型式

A1A、A2B、A2D、F1B、F1D、F1E、F2A、F2B、F2D、F3E、F7W、G1B、G1D、G1E

#### (2) 周波数

144MHz帯、430MHz帯、1200MHz帯、2400MHz帯、5600MHz帯、10.1GHz帯

### 2 無線設備の条件

空中線電力は、144MHz帯及び430MHz帯にあつては50ワット以下、1200MHz帯にあつては10ワット以下、2400MHz帯、5600MHz帯及び10.1GHz帯にあつては2ワット以下であること。

**附則** 本条件は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。